

保護者の皆様へ

日本大学学務部長

「日本大学学生生徒等総合保障制度」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。このたびは、お子さまの入学試験の合格を心よりお喜び申し上げます。

さて、本学ではお子さまが安心して学校生活に専念できるよう環境整備に鋭意努力するとともに、常日頃の生活指導に関しましても、でき得る限り親身な取り組みをいたしております。

しかしながら、学内での活動中における不測の事態や、学外での交通事故など、不慮の事故は予測することができません。

そこで、お子さまが安心して学校生活を過ごすことができるよう、本学在学期間を通して幅広く補償される任意加入方式の「日本大学学生生徒等総合保障制度」をご用意しております。

本制度は、お子さまが事故に遭い被害を被ったり、他人に損害を及ぼす事故を起こした際の補償をはじめ、保護者に万一のことがあったときの学業費用の給付など、充実した補償内容となっております。

また、本学のスケールメリットを活かした団体割引により、個人で同種の制度に加入されるよりも保険料が割安なことに加え、本学が設立した事業会社（株式会社日本大学事業部）が本制度を取り扱うため、本学との密接な連携により、“安全と安心”をご提供できるよう強力にサポートすることが可能となっております。

つきましては、本制度への加入についてご検討いただき、ご活用くださいますようご案内申し上げます。

末筆ながら、保護者の皆様方のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

敬具

学校法人日本大学は、上記総合保障制度のご案内のために、お子さまの個人情報を保険契約取扱代理店である株式会社日本大学事業部、引受保険会社である損害保険ジャパン株式会社に提供いたしますので、あらかじめご了承ください。

株式会社日本大学事業部及び損害保険ジャパン株式会社は、保険契約取扱以外の目的では個人情報を使用いたしません。

なお、何らかの事情で提供停止を希望する場合は、株式会社日本大学事業部宛、提供停止を希望する旨、ご連絡ください。以後株式会社日本大学事業部及び損害保険ジャパン株式会社へのデータ提供は停止いたします。

**全国の自治体で自転車保険加入義務化が
スタートしています。
詳しくは裏面をご覧ください。**

ご卒業まで安心して学校生活を送っていただくために知っておいていただきたいこと

1. 自転車利用者、保護者による自転車損害賠償保険等への加入義務化の流れ

自転車対歩行者の交通事故増加や重大事故の発生、全国での自転車事故加害者への高額賠償事例を受けて、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行する自治体が増えています。

この条例では、自転車利用者および保護者は、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けています。

本学においても、生徒の皆さんが通学に限らず日常生活においても自転車利用の機会は非常に多いものと認識しています。

本制度の個人賠償責任補償は、自転車損害賠償保険に対応済です。

自転車利用の可能性のある生徒の皆さんは、入学までに自転車損害賠償保険等への加入を済ませておくようお願いします。

※参考 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行状況(令和2年8月1日現在)

施行状況	加入を義務付けている日本大学キャンパス周辺の自治体
施行済	東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・静岡県・山形県 など
施行予定	山梨県(令和2年10月から)

2. トラブルに巻き込まれた場合への備え

昨今、想像もつかない事件・事故が発生しています。また、私たちの日常生活において欠かせないインターネットや、スマートフォンを始めとするデジタル機器、SNSなどのコミュニケーションツールが事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになっていることも事実です。

さらに、最近では小中学生からスマートフォンやタブレット端末を持たせるご家庭も増えてきています。

本学においては、生徒の皆さんが安心して学校生活に専念できるように、トラブルに巻き込まれた場合の備えとして「弁護士への相談・委任を行う際の費用」を本制度に採用しています。



出典：総務省 インターネットトラブル事例集 (2020年度版)

学校生活における「日本大学学生生徒等総合保障制度」の役割

トラブルに巻き込まれた場合(被害事故)

警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスします。

トラブル発生

初期対応

弁護士相談

弁護士へ委任

緊急時被害事故トラブルサポート

弁護士費用の補償・弁護士紹介サービス

被害事故によるトラブルが発生した際、豊富な知識と経験をもつ専門コンサルタントが、生徒・保護者の皆さまの初期対応をサポート

- 金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。
- 相談できる弁護士が身近にいなくても安心。

扶養者の方に
万が一のことが
あった場合の補償

育英費用(ケガ)

学資費用(病気・ケガ)

生徒本人の補償

死亡・後遺障害(ケガ)

入院・手術保険金(病気)

入院・通院・手術保険金(ケガ)

トラブルを起こした場合(加害事故)

個人賠償責任補償(自転車損害賠償保険に対応済)

示談代行サービスがセットされています。

生徒の皆さん、保護者の皆さまのお手を煩わせず事故解決が可能です。

2021年度

日本大学 公認



自主創造
日本大学

日本大学学生生徒等 総合保障制度

団体割引 適用

25%OFF

< 傷害総合保険 >

日本大学の学生・生徒のための
充実した補償内容です！

1日あたり約**23円**からご加入できます。

(E6プラン6年間一時払の場合)

POINT 自転車保険義務化条例に
対応した補償



自転車運転中の事故の補償



レジャー・部活動中
の事故の補償



個人賠償責任の
補償



地震によるケガ・
熱中症の補償



学資費用の補償



法律相談・弁護士
委任費用の補償



24時間
365日の補償

対象一覧

このパンフレットは下記に所属される方が対象となります。

- 日本大学高等学校・中学校
- 日本大学豊丘高等学校
- 日本大学鶴ヶ丘高等学校
- 日本大学藤沢高等学校・中学校
- 日本大学豊山高等学校・中学校
- 日本大学豊山女子高等学校・中学校
- 日本大学三島高等学校・中学校
- 日本大学明誠高等学校
- 日本大学山形高等学校
- 日本大学習志野高等学校
- 日本大学東北高等学校

■この保険は学校法人日本大学をご契約者とし、学校法人日本大学の学生を被保険者（保険の対象となる方）とする傷害総合保険の団体契約です。加入者（保険料負担者）は、保護者（または学生本人）となります。

※「傷害総合保険ご契約のしおり」、保険証券はご契約者（学校法人日本大学）にお渡しします。

WEB申込なら振込手数料不要！

お申込締切日

〈第一次締切日〉2021年3月5日(金)

〈最終締切日〉2021年3月31日(水)

なるべく入学手続きと同時に申し込みたい。最終締切日を過ぎてもご加入は可能です。下記取扱代理店までお問い合わせください。

2つの申込方法

1 WEB スマホ・タブレットで簡単申込！
(2021年1月8日から申込可能)

①QRコードよりアクセスして
お申込の手続きをお願いします。



②後日、払込票が届きますので
スマホ決済アプリまたは
お近くのコンビニにて払込ください。

2 ゆうちょ銀行・郵便局

同封の加入依頼書兼払込取扱票にご記入いただき
お近くのゆうちょ銀行・郵便局にて払込ください。

加入者証送付時期

加入者証の送付は、2021年6月下旬から7月の予定です。
それまでの間は振込受領書（WEB）または振替払込
請求書兼受領証（ゆうちょ）を保管しておいてください。

取扱代理店

引受保険会社



株式会社 日本大学事業部

学校法人日本大学が100%出資した事業会社です。



損害保険ジャパン株式会社

弁護士費用補償の詳細

もしも 法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか？

日本大学だけの
安心サポート！

法律相談・弁護士費用も補償します！

次の2つの法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

被保険者ご本人(=扶養者)だけでなく、お子さま^(※1)が法的トラブルにあった場合、弁護士への法律相談または委任の費用を補償します。

トラブルの当事者

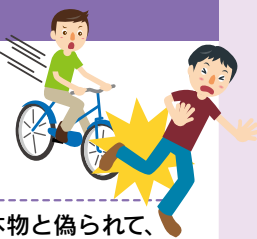
被保険者ご本人
=扶養者

お子さま

弁護士費用補償の被保険者は扶養者となります。また、被保険者に対して交通乗用具との衝突、接触等の交通事故によって死亡されたり後遺障害が生じた場合の補償がセットされます。保険金額は5万円となります。

① 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所の飼い犬がこどもに襲いかかり、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物と偽られて、偽物のブランド品を売りつけられた。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。



② 人格権侵害^{(※2)(※3)}

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 昔の交際相手からストーカー行為を受けている。
- 通学中、痴漢被害にあい精神的苦痛を受け加害者を訴えた。



✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金・利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

(※1) 被保険者(扶養者)が親権を有する未成年かつ未婚の子が遭遇されたトラブルについても対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した時は、保険金をお支払いできません。

(※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。

国内補償^(※)

1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行う時に負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)
通算**10万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 - 自己負担額(免責金額) **1,000円**

2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行う時に負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年につき)
通算**100万円** 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 **10%**)

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円** → 法律相談費用保険金のお支払額
1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円** (着手金 15万円、報酬金 35万円) → 弁護士委任費用保険金のお支払額
50万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **45万円**

合計
45万9,000円
をお支払い

(注1) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。
(注2) 弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、「この保険のあらまし」以降をご確認ください。

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望の時は、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

実際にあった補償事例

事例1

扶養者の方に万一のことがあった場合の補償

中学1年生6月に、扶養者である父親が突然の病気で亡くなったため、授業料として35万円を学校へ支払った。

疾病学資費用保険金70万円(限度)タイプ
(SP6・SS6・A6・B6)にご加入の方の補償事例

疾病学資費用保険金

* 1年につき 70万円(限度)

POINT

6年間一時払で加入していたので高校卒業まで
保険金支払額 **▶ 385万円**
中学1年生35万円・中学2年生~高校3年生70万円×5年間

1年間一時払で加入の場合 後期分35万円
中学2年生以降の授業料の補償はありません



事例2

お子さま本人の法的トラブルの補償

SNSに誹謗中傷する内容を書き込まれ精神的苦痛を受け弁護士に相談した。加害者側に誠意ある対応をしてもらえないため弁護士に委任。最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談費用10万円(限度)、弁護士委任費用100万円(限度)タイプ
SP6・SS6・A6・C6・D6の補償事例

法律相談にかかった費用1万円、
弁護士委任にかかった費用40万円(着手金15万円、報酬金25万円)の場合
法律相談費用保険金

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任費用保険金

40万円 × (100% - 10%(自己負担割合)) = **36万円**

保険金支払額 **▶ 36.9万円**



事例3

お子さま本人の賠償責任の補償

お子さまご本人が自転車で走行中、歩行者(当時62歳)にぶつかり転倒させてしまった。脳挫傷、頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、裁判の結果9,521万円で和解した。

最近多い事例です!



賠償責任保険金3億円(限度)・2億円(限度)
全プランにご加入の方の補償事例

個人賠償責任保険金

* 3億円(限度) (SP6・SS6・A6・B6)

* 2億円(限度) (C6・D6・E6)

保険金支払額 **▶ 9,521万円**

事例4

お子さま本人の賠償責任の補償

友人から借りていたタブレット端末を壊してしまった。



賠償責任保険金3億円(限度)・2億円(限度)
全プランにご加入の方の補償事例

個人賠償責任保険金

* 3億円(限度) (SP6・SS6・A6・B6)

* 2億円(限度) (C6・D6・E6)

保険金支払額 **▶ 17万円**

事例5

お子さま本人のケガの補償

お子さまご本人が部活中に転倒し、骨折をした。2週間入院し、手術も行った。退院後、20日間通院した。



入院保険金日額8,000円タイプ
(SS6)にご加入の方の補償事例

入院保険金

入院日額(8,000円) × 14日 = **11.2万円**

手術保険金

入院日額(8,000円) × 20倍(入院時) = **16万円**

通院保険金

通院日額(5,000円) × 20日 = **10万円**

保険金支払額 **▶ 37.2万円**

事例6

お子さま本人の病気の補償

お子さまご本人が腸閉塞になり、3週間入院し、手術も行った。



疾病入院保険金日額5,000円タイプ
(SP6・SS6)にご加入の方の補償事例

疾病入院保険金

5,000円 × 21日 = **10.5万円**

疾病手術保険金

5,000円 × 20倍(入院時) = **10万円**

保険金支払額 **▶ 20.5万円**

保険開始日	2021年4月1日 午前0時から
-------	---------------------

保険期間	6年間	満了日	2027年 4月1日 午後4時まで
	5年間		2026年 4月1日 午後4時まで
	4年間		2025年 4月1日 午後4時まで
	3年間		2024年 4月1日 午後4時まで
	2年間		2023年 4月1日 午後4時まで
	1年間		2022年 4月1日 午後4時まで

職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)・入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約(プランSP6のみ)・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

			あんしんスタンダードプラン ご加入の多いプランです!				シンプルプラン				
			左記補償に 含まれる特約	SP6 プラン	SS6 プラン	A6 プラン	B6 プラン	C6 プラン	D6 プラン	E6 プラン	
扶養者の方に 万一のことが あった場合の補償	①	育英費用〈ケガ〉	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に 一時金をお支払いします。	⑪ 天災危険の補償 (天災危険補償特約)	一時金 300万円 ※1回のみのお支払い	一時金 100万円 ※1回のみのお支払い		一時金 100万円 ※1回のみのお支払い	一時金 80万円 ※1回のみのお支払い	一時金 50万円 ※1回のみのお支払い	
	②	学資費用〈ケガ〉	扶養者の方がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。		1年につき 70万円(限度)		1年につき 70万円(限度)				
	③	疾病学資費用〈病気〉	扶養者の方が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。	—			—				
お子さま 本人の ケガの補償	④	死亡・後遺障害	お子さま本人がケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。	⑨ 熱中症の補償 (熱中症危険補償特約) ⑩ 食中毒の補償 (細菌性食中毒および ウイルス性食中毒補償特約) ⑪ 天災危険の補償 (天災危険補償特約) ⑫ 特定の感染症の補償 (特定感染症危険補償特約) ※死亡・手術保険金は対象外	300万円	300万円	250万円	200万円	300万円	200万円	100万円
		入院保険金日額	お子さま本人がケガで入院された場合にお支払いします。		8,000円 ※最初の14日間は 16,000円 (1日につき)	1日につき 8,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 3,000円	1日につき 2,500円	1日につき 2,000円
		手術	お子さま本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		〈入院中の手術〉入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈外来の手術〉入院保険金日額の 5倍(重大手術は40倍)						
		通院保険金日額	お子さま本人がケガで通院された場合にお支払いします。		5,000円 ※最初の14日間は 10,000円 (1日につき)	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円	1日につき 2,500円	1日につき 2,000円	1日につき 1,500円
お子さま 本人の 病気の補償	⑤	疾病入院保険金日額	お子さま本人が病気で入院された場合にお支払いします。	—	1日につき 5,000円		1日につき 3,000円		—		
		疾病手術	お子さま本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		〈入院中の手術〉疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 〈 外来の手術 〉疾病入院保険金日額の 5倍(重大手術は40倍)				—		
お子さま 本人の補償	⑥	救済者費用	お子さま本人の遭難などで救済活動にかかった費用をお支払い します。		1年につき 100万円(限度)			1年につき 50万円(限度)			
お子さま本人と 家族の補償	⑦	個人賠償責任 示談交渉 サービス付き	他人にケガをさせたり他人の物を壊した場合に補償します。 *お子さまと同居のご家族も補償されます。		3億円(限度) (記録情報限度額500万円)			2億円(限度) (記録情報限度額500万円)			
扶養者の方と お子さま本人 の補償	⑧	弁護士費用の補償	被保険者(扶養者)本人だけでなく お子さまが法的トラブルにあった場合、 弁護士への法律相談または委任の費用を補償します。		法律相談費用保険金(自己負担額1,000円): 通算 10万円限度(1年につき) 弁護士委任 費用保険金(自己負担割合10%): 通算 100万円限度(1年につき)		—		法律相談費用保険金(自己負担額1,000円): 通算 10万円限度(1年につき) 弁護士委任 費用保険金(自己負担割合10%): 通算 100万円限度(1年につき)		—

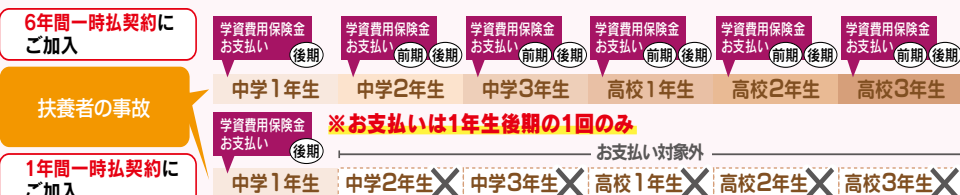
* 弁護士費用補償の被保険者は扶養者となります。また、被保険者に対して交通乗用具との衝突、接触等の交通事故によって死亡されたり後遺障害が生じた場合の補償がセットされます。保険金額は5万円となります。

POINT

高校卒業までの長期一時払契約でのご加入がおすすめです！

高校卒業までの長期一時払契約でのご加入と1年間一時払契約でのご加入の場合では、
「学資費用保険金」のお支払期間に違いが生じます。

例) お子さまが中学1年生の4月30日に扶養者の方が事故にあわれた場合



長期一時払契約の場合、卒業までの学資費用が補償されます！

中学1年生 (6年間一時払)*	219,360円	189,730円	137,360円	102,390円	89,020円	74,310円	48,830円
中学2年生 (5年間一時払)*	189,160円	162,800円	116,230円	85,140円	78,100円	65,020円	42,370円
中学3年生 (4年間一時払)*	149,960円	128,490円	90,670円	65,420円	62,790円	52,160円	33,770円
中学1年生・高校1年生 (3年間一時払)*	112,330円	95,880円	66,780円	47,340円	47,830円	39,650円	25,490円
中学2年生・高校2年生 (2年間一時払)*	76,430円	64,950円	44,560円	30,940円	33,180円	27,450円	17,540円
中学3年生・高校3年生 (1年間一時払)*	42,420円	35,830円	24,210円	16,430円	18,830円	15,560円	9,890円

※振込金額は制度運営費300円を含みます。 制度運営費は、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続き費用等)に充当するための費用です。
●「—」は補償されませんのでご注意ください。 ●個人賠償責任の補償の被保険者(保険の対象となる方)の範囲につきましては、12ページをご覧ください。
●弁護士費用の補償の被保険者(保険の対象となる方)の範囲につきましては、15ページをご覧ください。

お申込方法・ご加入について

STEP 1 プランのご確認

ご希望のプラン・保険期間の保険料をご確認ください。
(ご卒業までの長期一時払契約のご加入をおすすめします)

SS6プラン

CHECK!

全期一時払
契約の方が
安心だな...

STEP 2 お申込・払込

2つの申込方法をご用意しています。

1 WEB申込 (振込手数料不要)

スマホ・タブレットで簡単申込!

詳細は別紙をご覧ください。
WEB申込は2021年1月8日から利用可能です。

- 表紙のQRコードよりアクセスしてください。^{※3}
* PCからお手続きの場合:
<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/nichidai6>
- メールアドレスの登録後、ご加入手続きサイトの
手順に沿って加入者・学生情報などの
申込必要事項を入力してください。^{※2}
- 後日、ご入力いただいた住所に
払込票が届きます。

お近くのコンビニやスマホ決済アプリを
利用して払込ください。



2 ゆうちょ銀行・郵便局

同封の加入依頼書兼払込取扱票に
記入例を参考にして必要事項をご記入
ください。^{※2}

※ 振込手数料が必要となりますので、
別途ご用意ください。



お近くのゆうちょ銀行または
郵便局で保険料を
払込ください。



ゆうちょ銀行、郵便局における10万円を超える保険料のお振込について

●ATMでのお振込について

「10万円を超える現金による払込」は取扱いができません。窓口において、お手続きを行う方の本人確認書類
(運転免許証、パスポートなど)の提示が必要になります。本人確認済口座をお持ちの場合は、ATMからの送金は可能です。

●「扶養者」と窓口に行かれる方が異なる場合

扶養者名の変更は行わず、**払込人欄**に手続きに行かれる方のお名前をご記入ください。
両者の本人確認書類を求められることがありますので、ご用意ください。

※2 職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求歴などの事項により、ご加入をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
※3 「受信拒否設定」にされている方は「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定してください。

STEP 3 加入者証の送付

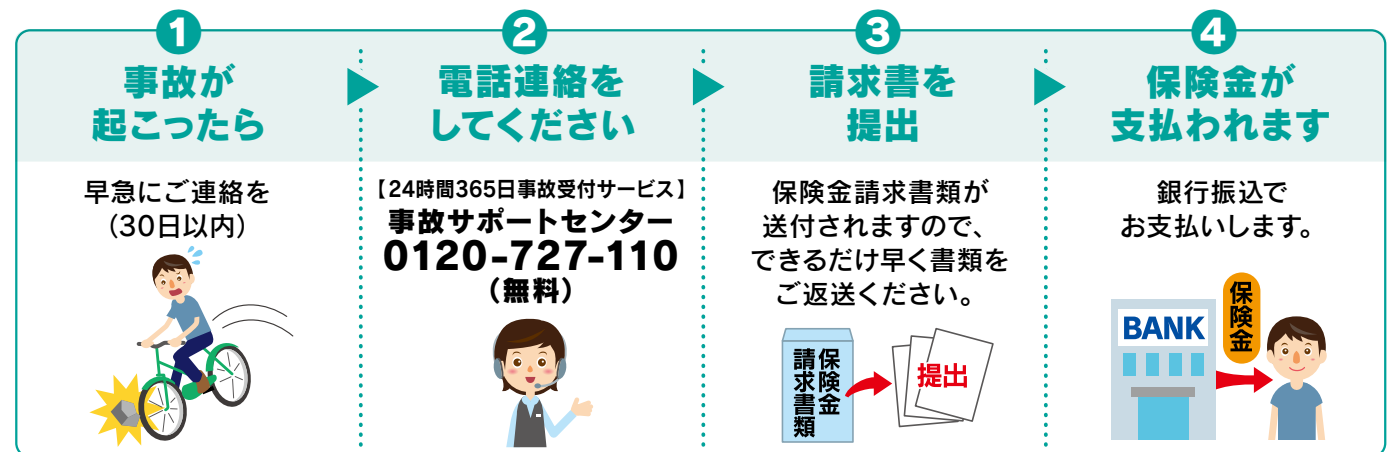
加入者証の送付は**6月下旬から7月の予定**です。

- 加入者証が届くまでの間は、振込受領書 (WEB) または振替払込請求書兼受領証 (ゆうちょ) を
保管しておいてください。
- 加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。
- なお、7月を過ぎても加入者証が届かない場合は、日本大学事業部までご照会ください。
- 加入者証は大切に保管してください。
- 自転車通学の方で学校から保険証券の提出を求められた場合、加入者証が届くまでは、振替払込請求書兼受領書 (ゆうちょ) の
コピーをご提出ください。WEB申込の場合は、支払手続き後に届くメールからご加入内容を印刷ください。

6月下旬
~7月

加入者証

保険金のご請求について (万一、事故にあわれたら)



ご契約後の安心サービス

日本大学学生生徒等総合保障制度にご加入いただくと
各種無料電話相談サービスがご利用いただけます!

緊急時被害事故トラブルサポートのご案内

※B6・E6プランは対象外です。

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

トラブル発生

初期対応

弁護士相談

弁護士へ委任

緊急時被害事故トラブルサポート

弁護士費用の補償・弁護士紹介サービス

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) 弁護士費用に関する保険金をお支払いする事由が発生した場合は、右記窓口または取扱代理店までご連絡ください。【受付時間】24時間365日 0120-727-110
(注6) ご利用いただく際は、加入者証と一緒に届ける「緊急時被害事故トラブルサポートサービスのご案内」に記載の専用電話番号までご連絡ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

- 健康・医療相談サービス ●介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス (予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス (予約制・30分間)
一般的な法律・税金に関する相談に、
弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート (WEBストレスチェック) サービス



(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。
(注4) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
(注5) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注6) ご利用いただく際は、加入者証と一緒に届ける「SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内」に記載の専用電話番号までご連絡ください。

お支払いする保険金などのご説明【傷害総合保険】

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
＊加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）	
■商品の仕組み	この商品は、傷害総合保険普通保険約款に疾病保険特約、疾病による学業費用補償特約、弁護士費用総合補償特約、交通傷害危険のみ補償特約等の各種特約をセットしたものです。
■保険契約者	学校法人 日本大学
■保険期間	2021年4月1日午前0時から指定（※）年経過後の4月1日午後4時まで ※1年間～6年間で選択していただきます。
■申込締切日	2021年3月31日（水）
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等	引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者	日本大学の学生・生徒の皆さまを被保険者とし、扶養者（または学生・生徒本人）を加入者（保険料負担者）としてご加入いただけます。
●被保険者	日本大学の学生・生徒（「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかぎります。 疾病保険特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、保険期間の初日において満3歳以上の方にかぎります。 弁護士費用補償特約、交通傷害危険のみ補償特約の被保険者は扶養者となります。
●扶養者	育英費用補償特約、学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎります。ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合（下宿学生等）は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。
●お支払方法	ご自宅に郵送されるコンビニ払込票（WEB申込）または同封の加入依頼書兼払込取扱票（ゆうちょ銀行・郵便局からの申込）でのお支払いとなります。
●お手続方法	WEBシステムまたは添付の「加入依頼書兼払込取扱票」にてお手続きください。 （注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
●中途加入	保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。その場合の保険期間は、受付日の翌日から契約期間経過後の4月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、所定の方法にてお支払いください。
●中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。	
	保険契約開始時点のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容

保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

①基本補償とその概要

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	育英費用保険金（国内外補償） （注1）（注2）	扶養者 ^{（※1）} が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態 ^{（※2）} となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます）、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が「扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合」など
	学業費用保険金（国内外補償） （注1）（注2）	扶養者 ^{（※1）} が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態 ^{（※2）} となった場合、支払対象期間 ^{（※3）} 中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間 ^{（※3）} 中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （※3）「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 （注1）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。 （注2）疾病による学業費用保険金はP13をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます）、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が「扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合」など

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^{（※）}をされた場合等に、保険金をお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【弁護士費用総合補償特約、交通傷害危険のみ補償特約をセットされる場合】
被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※）をされた場合に、①死亡保険金 ②後遺障害保険金のみをお支払いします。
（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（※）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中（※）の事故 ③駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災 など
（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償（国内外補償）	①死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^{（※1）} を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頭（い）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^{（※2）} のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 【弁護士費用総合補償特約、交通傷害危険のみ補償特約をセットされた場合】 ⑫交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中的その作業に直接起因する事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくはは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に關して行う暴力的行為をいいます。 以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。
	②後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	③入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数（180日限度）	
	④手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けた時は、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{（※1）} ②先進医療に該当する手術 ^{（※2）} 手術（重大手術^{（※3）}以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） 重大手術^{（※3）} 手術保険金の額＝入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③四肢切断術（手指・足指を除きます。） ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。	
	⑤通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等 ^{（※）} を常時装着した時はその日数について通院したものみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
		【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症 ^{（※）} を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 ※「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2020年6月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。	
●熱中症の補償について（熱中症危険補償特約）		日射または熱射によって身体に障害が生じた場合にも、前記①から⑤までの保険金をお支払いします。	
●食中毒の補償について（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約）		細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により身体に障害が生じた場合にも、前記①から⑤までの保険金をお支払いします。	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償 (国内外補償)	●天災危険の補償について(天災危険補償特約) 地震、噴火またはこれらによる津波によって身体に障害が生じた場合にも、前記①から⑤までの保険金をお支払いします。		
	●入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約について 入院保険金または通院保険金をお支払いする場合に、保険金のお支払対象となった期間の最初の14日間 ^(※) に対して、入院保険金日額または通院保険金日額の2倍の額を、入院保険金または通院保険金としてお支払いします。ただし、同一の事故により入院保険金および通院保険金のいずれもお支払対象となった場合は、入院保険金を優先し、両方を合算して14日間を限度としてお支払いします。 ※お支払いの対象となった期間が14日間未満の場合は、お支払いの対象となった期間とします。		
費用の補償	救護者費用保険金 (国内外補償) (注1)	保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご加入者、被保険者またはその親族の方が負担した費用 ^(※1) に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度 ^(※2) とします。 ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅 ^(※3) 外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 ^(※1) 次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。 ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費 救護者 ^(※4) の現地 ^(※5) までの航空機等の1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。) ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救護者のホテル等の宿泊料(救護者2名分、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。) エ. 移送費用 被保険者が死亡した場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移送費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ. 諸雑費 救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。) (※2)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。 (※3)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その敷地を含みます。 (※4)「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (※5)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
	個人賠償責任保険金 (賠償責任補償条項の 一部変更に関する特約セット) (国内外補償) (注1)	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はあません。) ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度(情報機器などに記録された情報の損害については500万円を限度とします。)とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物(情報機器などに記録された情報を含みます。)を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ●コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ●義歯、義肢その他これらに準ずる物 ●動物、植物 ●自転車、ハンングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ●船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ●通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ●貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ●クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ●ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ●山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ●漁具 など	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行(アルバイト、インターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付き自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ ^(※2) または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 ・被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間に生じた事故

賠償責任の補償	(つづき)	(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ・ 受託品に生じた自然発火または自然爆発 ⑬直接であると間接であると問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 ^(※3) ⑭受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことにより起因する損害賠償責任 (※1) 次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 収益減少に基づく賠償責任を含みます。
	個人賠償責任 保険金 (賠償責任補償条項の一部変更に関する特約セット) (国内外補償) (注1)	＜賠償事故の示談交渉について＞ 賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)の場合、被保険者および被害者の方の同意が得られれば、損保ジャパンが示談交渉(被害者との折衝、示談、調停、または訴訟のお手続き)をお引き受けし、事故の解決にあたります。ただし、賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。	

②セットできる特約とその概要

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	疾病による 学業費用保険金 (国内外補償) (注1)(注2)	扶養者 ^(※1) が、保険期間中に扶養不能状態 ^(※2) となり、支払対象期間 ^(※3) 中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●疾病学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間中の各支払年度について、疾病学資費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、疾病を発病し、その直接の結果として死亡したことにより、被保険者を扶養できない状態をいいます。 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など
		被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。	
病気の補償(国内外補償)	疾病入院保険金 (注3)	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など
		(※)「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
病気の補償（国内外補償）	（つづき）	以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （1）保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^{（※1）} を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^{（※2）} ③放射線治療に該当する診療行為	
	疾病手術保険金 （注3）	手術（重大手術^{（※3）}以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5（倍） 重大手術^{（※3）} 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （※3）重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術（穿頭術を含みます。） ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術（胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。） ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術（手指・足指を除きます。） ⑤脊髄（せきずい）腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾（すい）臓・腎（じん）臓（それぞれ、人工臓器を除きます。）の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に規定する移植手術にかぎります。 （2）骨髄幹細胞採取手術^{（※1）}を受けた場合は、保険期間中に確認検査^{（※2）}を受けた時を疾病を被った時とみなして、（1）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※1）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 （※2）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（4）までの制限があります。 （1）時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。（ （2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^{（※1）}に該当する時は、同一手術期間^{（※2）}に受けた一連の手術^{（※1）}については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

特約と保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）	弁護士費用 ^{（注1）}	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下❶・❷のいずれかに該当するトラブル ^{（※1）} について、弁護士への法律相談または委任を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、保険期間中に法律相談費用または弁護士委任費用を負担することにより被った損害に対して、法律相談費用保険金または弁護士委任費用保険金をお支払いします。 ただし、被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。 なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡した時は、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為 ^{（※）} 、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は除きます。 ⑧被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、詐欺による被害事故に関するトラブルを除きます。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由 ⑫被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害
	法律相談費用保険金 + 弁護士委任費用保険金	法律相談費用保険金 法律相談^{（※3）}の対価として弁護士に支払われるべき、事前に損保ジャパンの同意を得た費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談費用の保険金額を限度とします。 法律相談費用保険金の額 = 損害の額 - 自己負担額 1,000円 弁護士委任費用保険金 弁護士委任^{（※3）}によりトラブルを解決するために要する、事前に損保ジャパンの同意を得た着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および諸経費^{（※4）}を負担することにより被った損害に対し、弁護士委任費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士委任費用の保険金額を限度とします。なお、顧問料および日当は、対象となりません。 弁護士委任費用保険金の額 = 損害の額 × (100% - 自己負担割合10%) （注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の法律相談または弁護士委任のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 （※1）日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 （※2）財物の盗難または詐欺にあったこと等による被害の場合は、警察への届出を行ったものにかぎります。 （※3）同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談および弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。 （※4）諸経費とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。	（※）この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合を除きます。

- ＜保険金の種類（注1）～（注3）について＞
- （注1）育英費用保険金、学業費用保険金、救援者費用保険金、個人賠償責任保険金、疾病による学業費用保険金、弁護士費用について、補償内容が同様のご契約^{（※1）}が他に
ある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^{（※2）}。
- （注2）育英費用保険金、学業費用保険金、疾病による学業費用保険金について、複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。
- （※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- （※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約した時や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- （注3）疾病入院保険金、疾病手術保険金について、初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

〈用語のご説明〉

用語	用語の定義						
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)						
治療	医師が'必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。						
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。						
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。						
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。						
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。						
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。						
原因事故	法律相談または弁護士委任に至るトラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。 <table><tr><th>トラブルの種類</th><th>原因事故の発生の時</th></tr><tr><td>1.被害事故に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時</td></tr><tr><td>2.人格権侵害に関するトラブル</td><td>被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時</td></tr></table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時	2.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時
トラブルの種類	原因事故の発生の時						
1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が被害を被った時						
2.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が精神的苦痛を初めて被った時						
財物	被保険者または被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子が所有、使用または管理する財産的価値を有する有体物(通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるものを含みます。)をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。						
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。						
被保険者を親権者とする未成年かつ未婚の子	被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。						
弁護士	弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された者をいいます。なお、被保険者が弁護士の場合は、被保険者以外の弁護士をいいます。						
法律相談	弁護士法(昭和24年法律第205号)第3条(弁護士の職務)に規定する「その他一般の法律事務」に基づく法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等を含みます。						
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する法律相談または弁護士委任を行う者を含みます。						
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病(前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。						
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。						
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。						
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。						

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
 - ★部科校コード
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ＊ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ＊ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて2年(保険期間1年以下の場合は1年)を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ◆変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ◆この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生している時であっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ◆扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。

〈被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について〉
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 〈重大事由による解除等〉
- 保険金を支払わせる目的で支払事由等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 〈他の身体障害または疾病の影響〉
 - すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなった時は、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。中途加入の場合は、受付日の翌日午前0時より保険責任が始まります。
- [弁護士費用総合補償特約]
- 保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
 - 人格権侵害に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります。
 - 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
 - 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約の時は、その保険金を支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約の時は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金を支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

■保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

■損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

① もう一度ご確認ください ①

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、性別は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業

- ※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
- ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、の方等についてはお引き受けできません。

- ☐ 加入依頼書の「部科校コード」欄へ正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 *おかけ間違いにご注意ください。

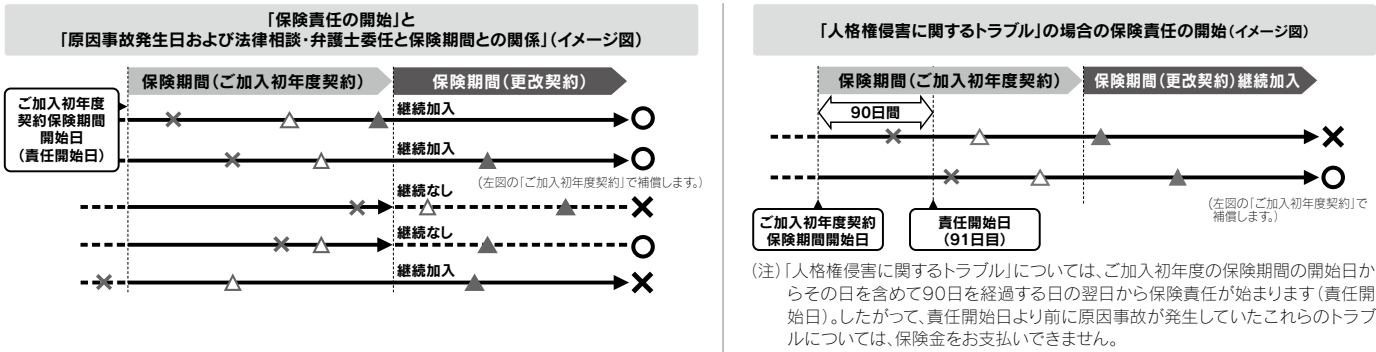
■ 指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター	〈ナビダイヤル〉通話料有料 0570-022808 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（ https://www.sonpo.or.jp/ ）
------------------------------	---

- ✕：原因事故発生日
- △：法律相談
- ▲：弁護士委任

- ：保険金をお支払いします。
- ✕：保険金をお支払いできません。



5. 事故が起きた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律相談および弁護士委任をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく法律相談および弁護士委任をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- なお、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡された時は、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③法律相談費用または弁護士委任費用を負担した場合 法律相談または弁護士委任それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、法律相談費用または弁護士委任費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本書の補償内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

日本大学学生生徒等総合保障制度は ご卒業までの安心をお届けします！

最近多い
事故です！

《 およそ6分に1件の割合で、自転車事故が発生しています!! * 》

加害者になってしまうと、高額な賠償金が請求されることがあります！

※ 一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故への備えに関するチラシ・全国版」より

被保険者(加入生徒)または同居の親族などが
誤って他人にケガをさせてしまったり、他人の物を壊してしまい、
法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、補償します。

(例) 自転車で走行中、歩行者に
ケガをさせ、相手に
後遺障害が残ってしまった。

賠償金 **1億5千万円▶全額補償**



扶養者の方に 万一のことがあった場合

事故の発生の日以降、
学資費用保険金で
毎年の授業料を補償します。

※卒業までに支払った学費を、
学資費用保険金額を限度に
補償。

扶養者の事故(ケガの場合)
中学1年生の4月30日の事故の場合

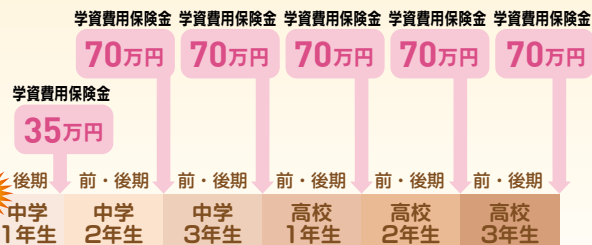
お支払い例

* SP6・SS6プランに6年間一時払でご加入・

中学1年生の4月30日に扶養者の事故(ケガ)が起きた場合

[実際にかかった費用] ● 授業料(年間実額): 70万円

育英費用保険金 **300万円** (一時金でお支払い
いたします。)



卒業までに 合計**685万円**のお支払い

ご加入方法・ご加入内容のご変更などに関するお問い合わせ

株式会社 日本大学事業部

[住所] 〒102-0076 東京都千代田区五番町2-6 [FAX] 03-5275-8155

TEL **03-5275-8008**

受付時間: 平日の午前10時から午後4時まで(土、日、祝日、12/28~1/8を除きます。)

取扱
代理店

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 南東京支店 法人支社

[住所] 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル2階

[TEL] **03-5778-2563** 受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで(土、日、祝日、12/30~1/3を除きます。)

2つのお申込方法

*詳しくは8ページをご確認ください。

1



簡単・便利な
WEBシステム

2



同封の
加入依頼書兼払込取扱票

万一の事故のとき! 事故受付対応窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店
または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター

24時間
365日
事故受付

0120-727-110

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

DMなどに類似のパンフレットなどが配布されることがありますが、本学とは関係ありませんのでご注意ください。

承認番号 SJ20-05900 作成日 2020年8月20日